限会社差海鉄工所　島根県安来市、有限会社スミセイコウ　島根県安来市、髙家合同会社　島根県安来市、株式会社コウダイ　島根県松江市、有限会社生和鉄工所　島根県安来市、株式会社八雲メンテナンス　島根県安来市、株式会社山﨑工業　島根県安来市、渡部プレス工業株式会社　島根県安来市、株式会社ナカサ　島根県安来市、株式会社豊島製作所　島根県安来市、協栄金属工業株式会社　島根県雲南市、有限会社別所機鋼　島根県雲南市、有限会社安達精機　島根県松江市、有限会社協和製作所　島根県雲南市、高木産業有限会社　島根県雲南市、有限会社田中工業　島根県雲南市、有限会社林精工　島根県雲南市、有限会社吹田鉄工　島根県雲南市、藤原鉄工有限会社　島根県雲南市、松下金物有限会社　島根県雲南市、株式会社明和　島根県雲南市、有限会社安部鉄工所　島根県仁多郡奥出雲町、有限会社長谷川鉄工所　島根県仁多郡奥出雲町、有限会社堀江算盤　島根県仁多郡奥出雲町、有限会社宇田川熱錬所　島根県安来市、株式会社ファデコ　島根県安来市、有限会社井上鉄工所　島根県出雲市、有限会社大谷製作所　島根県出雲市、有限会社キタイ　島根県出雲市、有限会社北脇鉄工所　島根県出雲市、有限会社共栄工業　島根県出雲市、有限会社山陰精研　島根県出雲市、株式会社秦鉄工所　島根県出雲市、石原精工株式会社　島根県松江市、有限会社伊藤製作所　島根県松江市、株式会社恵曇鉄工所　島根県松江市、有限会社鎌田工業　島根県松江市、有限会社上瀬製作所　島根県松江市、金明工業有限会社　島根県松江市、有限会社作野鉄工所　島根県松江市、有限会社島田鉄工所　島根県松江市、曽田鉄工有限会社　島根県松江市、有限会社永島機工　島根県松江市、有限会社永瀬工具研磨　島根県松江市、有限会社花房鈑金　島根県松江市、有限会社平石工業　島根県松江市、株式会社フクテコ　島根県松江市、株式会社高橋産業　島根県松江市、丸高工業株式会社　島根県松江市、美保船渠造船有限会社　島根県松江市、有限会社森山造船所　島根県松江市、株式会社ヤスイ　島根県松江市、オーエム金属工業株式会社　島根県松江市、島根県機械金属工業厚生年金基金　島根県松江市、有限会社下田鉄工所　島根県江津市、有限会社日海システムサービス　島根県松江市、松江クリーン有限会社　島根県松江市、株式会社鐵工会　島根県松江市、有限会社後藤板金　島根県松江市、株式会社出雲協榮　島根県出雲市、株式会社協栄ファスナー工業　島根県雲南市、有限会社八栄製作所　島根県出雲市、有限会社ＴＴ林機サービス　島根県安来市

4．解散の理由　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第５条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第１条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第145条第２項による。

5．解散認可年月日　平成28年７月28日

平成28年８月10日

島根県松江市西津田一丁目９番50号

島根県機械金属工業厚生年金基金

理事長　児玉　泰州

厚生年金基金清算人就任公告

当厚生年金基金は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第５条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第１条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第145条第２項により解散しましたので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令（昭和41年政令第324号）第43条に基づき次のとおり公告します。

１．清算人氏名　代表清算人　児玉　泰州

２．住所　島根県松江市西津田一丁目９番50号

平成28年８月10日

島根県松江市西津田一丁目９番50号

島根県機械金属工業厚生年金基金

理事長　児玉　泰州

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢50歳から70歳位、性別男性と推定、黒色ダウンジャケット、白色長袖シャツ、白色長袖下着、灰色ズボン、股引、赤色ボクサーパンツ、白色ソックス、白色運動靴（サイズ約26センチメートル）

上記の者は、平成28年７月17日午後０時15分、桜川市大曽根1584番地の東方約850メートルの加波山中にて発見されました。身元不明のため火葬に付し、水戸市命照寺にて遺骨を安置しております。お心当たりの方は、当市社会福祉課まで申し出てください。

平成28年８月10日

茨城県　桜川市長　大塚　秀喜

公示送達

小山栃木都市計画事業新大平下駅前第２土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第１項及び第５項の規定による仮換地指定通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項の規定により当該通知書の送付に代えて次のとおり公告します。

平成28年８月10日

小山栃木都市計画事業

新大平下駅前第２土地区画整理事業

施行者　栃木市

代表者　栃木市長　鈴木　俊美

記

1　送付を受けるべき者の住所及び氏名

住所　栃木県栃木市大平町富田

氏名　鈴木　キヨ

2　通知の内容

土地区画整理法第98条第１項及び第５項の規定により、小山栃木都市計画事業新大平下駅前第２土地区画整理事業において定められた別表及び別図のとおり仮換地指定をします。

教示

1　この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に栃木県知事に対して審査請求をすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

2　この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、栃木市長を被告として、処分の取消の訴えを提起することができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消の訴えを提起することができなくなります。）

ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、処分の取消の訴えを提起することができます。

なお、別表及び別図の掲載は省略し、それらを栃木市万町９番25号栃木市役所都市整備部市街地整備課において閲覧できます。

会社その他の公告

解散公告

当組合は、平成二十八年五月二十六日開催の総会の決議により平成二十八年六月三十日に解散し、のちの翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年八月十日

宮城県石巻市門脇一番地二〇

代表清算人　加藤協同組合　加藤　俊治

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年八月十日

埼玉県さいたま市浦和区北浦和二丁目一二番一二

代表清算人　佐藤フジヨシ有限会社　佐藤　義孚

解散公告

当社は、平成二十八年七月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年八月十日

埼玉県さいたま市北区土呂町二丁目五一番地八

代表清算人　深井株式会社オリバー　深井　照久